

不動産鑑定評価契約書

(案)

依頼者 長崎市（以下「甲」という。）と、受諾者（以下「乙」という。）
とは、不動産鑑定評価について次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次の業務（以下「業務」という。）を乙に依頼し、乙はこれを受諾する。

（1）業務の名称 土地鑑定評価（長崎市大園町2005番72）

（2）鑑定評価条件等 別記のとおり

（履行期間）

第2条 業務の履行期間（以下「履行期間」という。）は、契約日から令和5年6月28日までとする。

（鑑定評価報酬）

第3条 業務の報酬額は、金 円とする。（甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、鑑定評価の結果この額と鑑定評価に要した費用との間に著しい差が生じた場合は、この額について別途協議するものとする。

（鑑定評価条件等の変更）

第4条 乙は、別記に記載された鑑定評価条件等を変更しようとするときは、甲に申請書を提出してその承諾を受けなければならない。

（実地調査等）

第5条 甲は、必要がある場合は、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対し所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（鑑定評価書の提出）

第6条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「鑑定評価書等」という。）を甲に提出しなければならない。

（履行の確認）

第7条 甲は、鑑定評価書等を受領したときは、その日から10日以内に鑑定条件について履行の確認を行うものとする。

（補正）

第8条 乙は、業務の成果が前条に定める確認に適合しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。

2 前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

3 第6条及び前条の定めは、第1項の場合に、これを準用する。

（鑑定評価報酬額の支払い）

第9条 乙は、第7条により履行が確認（前条第3項が準用された場合を含む。）されたときは、第3条に定める鑑定評価報酬額の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の定めによる請求があったときは、その日から30日以内に乙に請求額を支払うものとする。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき又は、第 8 条による補正期間内に履行されないために、この契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 乙が、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、この契約に定める業務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(秘密の厳守)

第 12 条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 13 条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されえるものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(費用の負担)

第 14 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約保証金)

第 15 条 長崎市契約規則第 3 4 条第 号により免除とする。

(疑義等の決定)

第 16 条 この契約について疑義が生じたときは、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長崎市魚の町 4 番 1 号
長崎市
代表者 長崎市長 鈴木 史朗 印

乙 住所 長崎市
氏名 印